

障がい児福祉及び子育て支援サービスの利用ニーズ等に関するアンケートについて

鳥取県及び県内19市町村では、障がい者手帳をお持ちのお子様又は障害児通所支援を利用されているお子様の保護者様に、障がい児福祉及び子育て支援サービスへのニーズ等をお伺いし、県及び市町村の障害児福祉計画の作成や、今後の障がい児福祉の増進に活用することを目的とし、以下のアンケートを実施することとしました。

つきましては、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

なお、このアンケートにはお名前を書きいただく必要はありませんので、回答された方が特定されたり、個人の回答内容が明らかになることはありません。また、アンケートにお答えいただいた内容は、アンケート目的以外には使用しません。

回答期限：9月1日(金)

質問1 お子様について

お子様の状況についてお尋ねします。

①～⑦のそれぞれについて、該当する番号に○をしてください。

①年齢	満()歳(平成29年9月1日現在)	②性別	1. 男 2. 女
③年齢区分	1. 3歳未満児 2. 年少(3歳)児 3. 年中(4歳)児 4. 年長(5歳)児 5. 小学1～3年生 6. 小学4～6年生 7. 中学生 8. 高校年齢		
④お住まいの市町村	1. 鳥取市 2. 米子市 3. 倉吉市 4. 境港市 5. 岩美町 6. 八頭町 7. 若桜町 8. 智頭町 9. 湯梨浜町 10. 三朝町 11. 北栄町 12. 琴浦町 13. 大山町 14. 日吉津村 15. 伯耆町 16. 南部町 17. 日南町 18. 日野町 19. 江府町		
⑤障がい者手帳の種別 (複数選択可)	1. 身体障害者手帳 2. 療育手帳 3. 精神障害者保健福祉手帳 4. 手帳なし		
⑥障がい種別 (複数選択可) ※手帳なしの方も選択	1. 身体障がい(肢体不自由) 2. 身体障がい(視覚障がい) 3. 身体障がい(聴覚・言語障がい) 4. 身体障がい(内部障がい) 5. 知的障がい 6. 精神障がい 7. 発達障がい 8. 重症心身障がい		
⑦医療的ケアの必要性 ※1	1. 有 2. 無		

※1) 医療的ケアの必要性とは…人工呼吸器の装着、たん吸引、経管栄養など日常生活を営むために医療行為を要すること。

質問2 お子様へのサービスの利用ニーズについて

お子様は次のサービスを利用されていますか。また、今後利用されたいサービスはありますか。

①～⑦のそれぞれについて、「現在利用しているか」と「今後利用したいか」の両方について回答(該当する番号に○)してください。

サービス種別		現在利用しているか		今後利用したいか	
		利用している	利用していない	今後利用したい	利用しない
障害児通所支援	①児童発達支援 障がいのある未就学のお子様に対して、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行います。	1	2	1	2
	②医療型児童発達支援 肢体不自由のある未就学のお子様に対して、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行うとともに、身体状況により医療の提供を行います。	1	2	1	2
	③放課後等デイサービス 障がいのある学校就学中お子様を対象に、放課後や夏休み等に、日常生活における生活能力向上のための必要な支援を行います。	1	2	1	2
	④保育所等訪問支援 保育所等(保育所、学校、特別支援学校等)に通う障がいのあるお子様を対象に、保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。	1	2	1	2
	⑤居宅訪問型児童発達支援(平成30年度からサービス開始予定) 重症心身障がい等の重度の障がいのあるお子様の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導等を行います。	/		1	2
障害児入所支援	⑥福祉型障害児入所施設 障がいのあるお子様が入所し、日常生活における基本的な動作の指導や、地域生活の移行等に向けた自立支援を行います。	1	2	1	2
	⑦医療型障害児入所施設 障がいのあるお子様が入所し、日常生活における基本的な動作の指導や、地域生活の移行等に向けた自立支援を行うとともに、身体状況により医療の提供を行います。	1	2	1	2

※裏に続きます

サービス種別		現在利用しているか		今後利用したいか	
		利用している	利用していない	今後利用したい	利用しない
短期入所	⑧福祉型短期入所(ショートステイ) 障がいのある方に対して、自宅で介助する人が病気の場合などに短期間、夜間も含め施設で、入浴や食事などの介助を行います。	1	2	1	2
	⑨医療型短期入所(ショートステイ) 重症心身障がいのある方などに対して、自宅で介助する人が病気の場合などに短期間、夜間も含め施設で、入浴や食事などの介助を行います。	1	2	1	2
子ども・子育て支援	⑩1号認定区分での施設利用(受入施設:幼稚園、認定こども園) 満3歳以上から小学校就学前までの教育のみを受けるお子様が利用します。	1	2	1	2
	⑪2号認定区分での施設利用(受入施設:保育所、認定こども園) 保護者の就労等により、満3歳以上から小学校就学前までの保育が必要なお子様が利用します。	1	2	1	2
	⑫3号認定区分での施設利用(受入施設:保育所、認定こども園等) 保護者の就労等により、満3歳未満の保育が必要なお子様が利用します。	1	2	1	2
	⑬放課後児童クラブ 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学しているお子様に対し、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えます。	1	2	1	2

質問3 施策に対するニーズについて

今後充実を希望する施策等についてお尋ねします。
①、②のそれぞれについて、該当する番号に○をしてください。

① お子様のことを相談している人や機関 (よく相談しているものを3つまで選択)	1. 家族、友人、知人 2. 障害児通所支援事業所の職員 3. 障害児相談支援事業所の職員 4. 学校・保育所等の先生 5. かかりつけの医師や看護師 6. 障がい者団体や家族会 7. 行政機関の相談窓口 8. その他()
② 今後充実を望む施策 (特に望む施策を3つまで選択)	1. 身近な地域での障害児通所支援事業所の充実 2. 障害児通所支援事業所のサービス向上 3. 障害児入所施設のサービス向上 4. 専門的な医療機関の充実 5. 子ども・子育て支援の利用促進 6. 短期入所(ショートステイ)の充実 7. 相談機関の充実 8. 医療・福祉・教育機関の連携強化 9. 保護者の経済的負担の軽減 10. 保護者の疲労軽減のための施策 11. 障がいに対する地域住民の理解促進 12. 福祉サービスに関する情報提供 13. その他()

質問4 お困りのこと、ご要望など

現在お困りのことや、県や市町村へのご要望などありましたら以下の欄にご記入ください。

ご協力ありがとうございました。